

入札条件

- 1. 別記事項のとおり。
- 2. 落札者は、地域づくり課 北口監督員に連絡し施工協議をおこなうこと。
- 3. 理由のない設計変更は行わない。
- 4. 契約の締結は、落札者決定後 5 日以内に行うこと。
- 5. 請負代金内訳書及び建設業退職金収納書は、契約の締結後 1 4 日以内に提出すること。
- 6. 現場代理人等通知書・誓約書・標示看板写真・施工計画書 1 式・CORINS 工事カルテ受領書写しについては、契約後 1 0 日以内に提出すること。
- 7. 工事の竣工は令和 8 年 1 2 月 1 0 日までとする。
- 8. 工事現場で使用する火薬類等の危険物の管理及び取扱について事故防止の適正化を図るため担当者は充分配慮されたい。
- 9. 標示板の文字は、『**舗装をなおしています**』とする。
- 1 0. 工事現場における**標示板は木製**のものを使用する。

工 事 名	路 線 河 川 名	工 事 場 所
道路維持工事	村道 栗原 1 8 号線	明日香村大字栗原 地内
工 事 番 号	請 負 人	契 約 額
令和 8 年度 第 1 1 1 号		
契 約 年 月 日	着 手 年 月 日	竣 工 年 月 日
令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 8 年 1 2 月 1 0 日

提出書類

◎ 入札（見積）で落札して契約締結の場合

工事請負契約書	2 部	
建設工事請書	2 部	工事請負代金額 30 万円以下の場合
建設工事請負契約書第 3 4 条に規定する前払金保証事業に関する保証証書等	1 部	設計金額が 200 万円以上の工事
建設工事請負契約書前第 4 条に規定する契約保証証書等	1 部	設計金額が 1000 万円以上の工事
請負代金内訳書	1 部	
現場代理人等通知書	1 部	資格等を証明する書類及び経歴書添付すること
誓約書	1 部	
標示看板写真（様式 1）	1 部	現場毎 起点 終点
材料確認書	2 部	(随時)
建設業退職金制度の掛金収納書	1 部	工事請負代金額 15 万円以上の場合
施工計画書	2 部	
施工体制台帳	1 部	
施工体系図	1 部	
現場組織表	1 部	
週間工程表	2 部	着手届提出後から毎週
C O R I N S 工事カルテ受領書写し	1 部	工事請負代金額 500 万円以上(請負金額 2,500 万円未満の工事は当初・訂正時のみ登録必要)
再生資源利用計画書（F D 共）	1 部	

◎ 工事着工の場合

着手届	1 部
-----	-----

◎ 前払の場合（設計金額が 200 万円以上の工事）

前払請求書	1 部
-------	-----

◎ 中間払の場合（設計金額が 200 万円以上の工事）

中間払請求書 1 部

◎ 出来高払の場合（請負金額 50 万円以上の工事で出来形部分が 100 分の 3 以上に達したとき）

工事出来形検定願 1 部
仕様書（出来形） 1 部
工事部分払請求書 1 部

◎ 設計変更の場合

建設工事変更契約書 2 部
建設工事変更請書 2 部
請負代金内訳書 1 部
材料確認書 1 部
実施工程表 2 部

当初建設工事請書の場合

◎ 工期延期の場合（天災その他やむを得ない理由に限る）

契約期限の延期願 1 部
建設工事変更契約書 2 部
建設工事変更請書 2 部
実施工程表 2 部

当初建設工事請書の場合

◎ 工事中止協議の場合

承諾書 1 部
建設工事変更契約書 2 部
建設工事変更請書 2 部
実施工程表 2 部

当初建設工事請書の場合

◎ 工事竣工の場合

完成通知書 2 部
竣工写真 1 部
工事日誌 1 部

黒板無し・全景

現場標識の写真 1 部
指定された建設機械（低騒音・低振動及び排出ガス対策型等）の使用が証明出来る写真 1 部
休憩場所及び喫煙場所の分かる写真 1 部
K Y 活動の分かる写真 1 部

着手時・工事中・竣工の写真 1 部
建設廃棄物処理委託契約書の写し 1 部
建設系廃棄物マニフェスト（D 票・E 票の写し） 1 部

納品伝票 1 部
配合報告書 1 部
強度試験（結果表）成績表 1 部
品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等） 1 部
試験結果表 1 部

材料確認書を提出している場合

出来高数量計算書(Excel)紙及び CD
出来形図面(DWG 及び DXF 形式)紙及び CD 1 部
建設業退職金共済手帳（掛金助成）の写し 1 部
再生資源利用実施書（F D 共） 1 部

◎ 検査終了の場合

工事引渡書 1 部
工事請負金請求書 1 部
検査写真(埋戻し) 1 部

◎ 手直しの場合

修補完了報告書 1 部
修補完了届 1 部
手直し写真 1 部

上記の書類が不備の場合は工事金の支払が出来ませんので完備して提出して下さい。

生コンクリート及び既成品等の取扱いについて

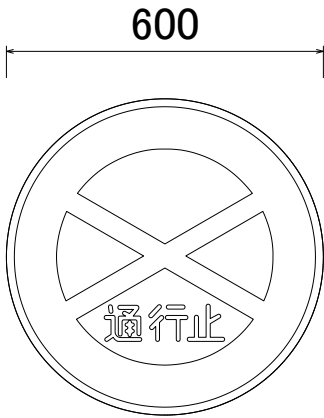
1. 請負業者は、生コン及び既成品等の発注にさいしては、材料確認書により監督員の承認を受けてから使用すること。
2. 生コン及び既成品等の品質及び規格は J I S 規格品とする。 J I S 規格のない場合は設計品質基準材料の製品であること。
3. 強度試験用供試体は、工事請負人の責任において現場着のトラックミキサーより随時採取し、取扱いに十分注意して現場に 28 時間置いておくこと。
キャッピング、標準養成強度試験等は、それ以降に於いて、生コン納入会社の試験室で実施すること。なお必要に応じて監督員が立会する。
4. 工事竣工にさいしては、請負業者より工事日報と共に、生コンについては供試体試験結果表、既成品については製作工場又は販売会社からの試験結果表を必ず提出すること。
5. 運搬伝票（納入書）については、工事途中に品質管理検討のため提出を求めることがあるので、常に整理しておくこと。
6. 竣工届書に添付して提出する生コン及び既成品等の関係の書類は下記の通りとする。
 - (1) 工事日報
 - (2) 納入伝票
 - (3) 配合報告書
 - (4) 強度試験（結果表）成績表
 - (5) 品質規格証明書（ミルシート・検査証明書等）
 - (6) 試験結果表

〔注〕 50m³以上のコンクリートを使用する工事については、第2項の通り供試体は現場採取とし、採取回数は1種類のコンクリートについて、150m³毎に1回以上3ケの供試体を取り、その平均値とする。
50m³以下の工事については工場採取とする。

7. 材料確認書を提出し、承認を受けるものは、次表のとおりとする。

[illegible]

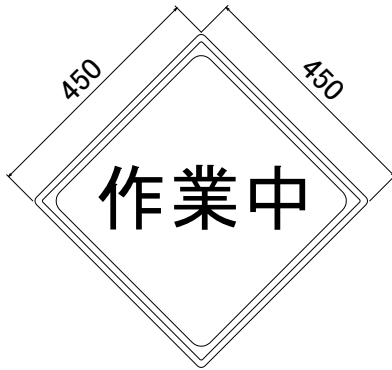
通行止



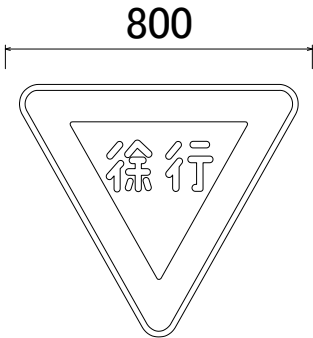
工事中



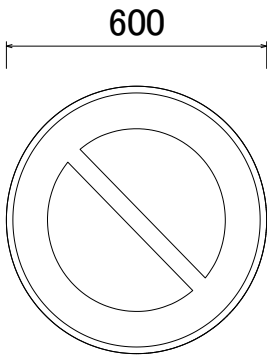
作業中



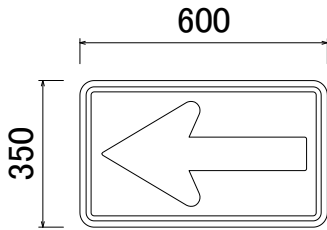
徐行



車両通行止



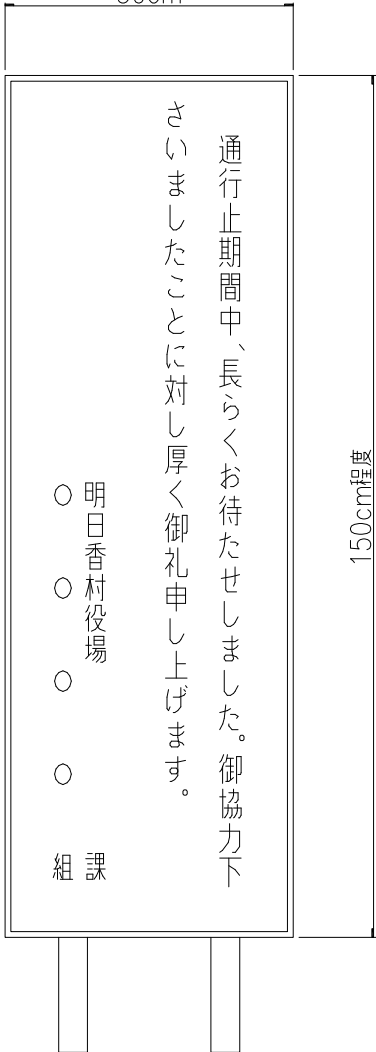
一方通行



〔注〕 柱の長さは 100cm～210m とする。

道路標識・区画線及び道路標示に関する命令に定められた標識を使用すること。

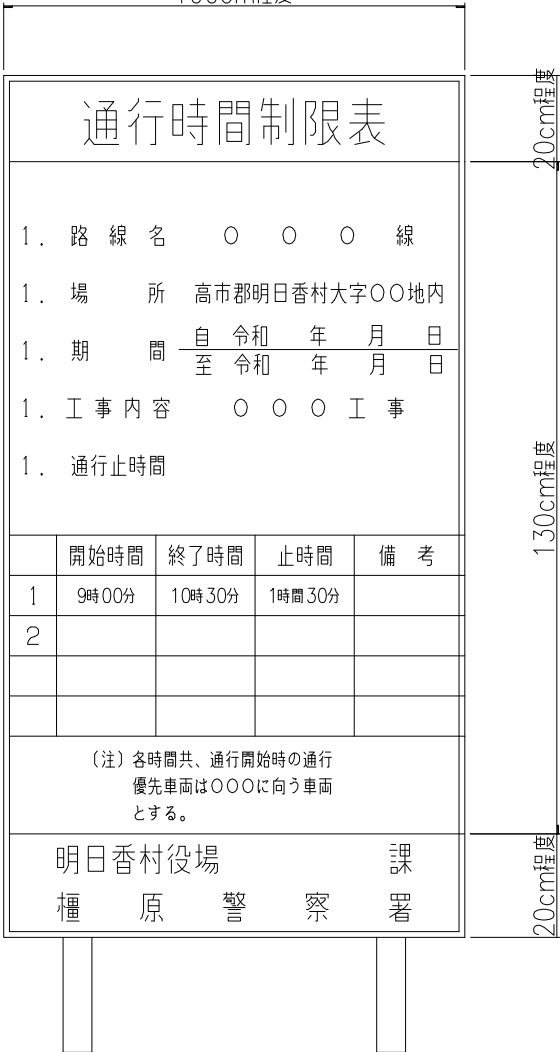
50cm



150cm程度

白地に赤書とし、役所名及び請負人名は黒書とする。

100cm程度



20cm程度

130cm程度

20cm程度

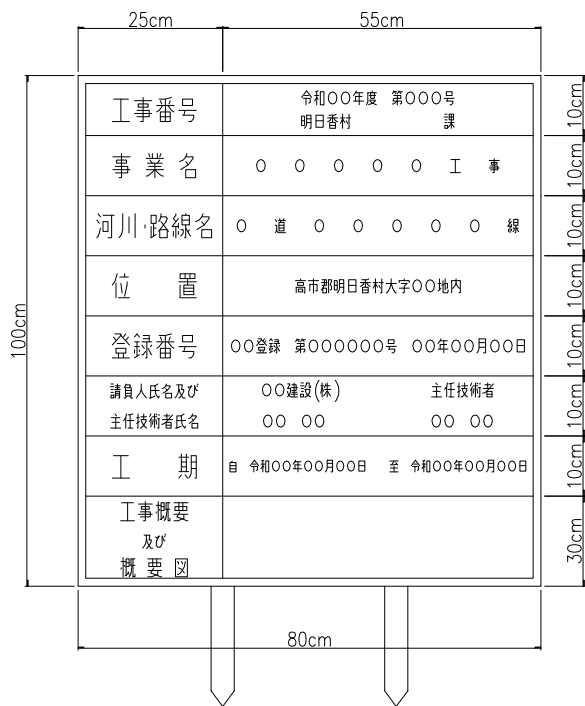
白地に黒書とする。

工事現場における標示板 (例)

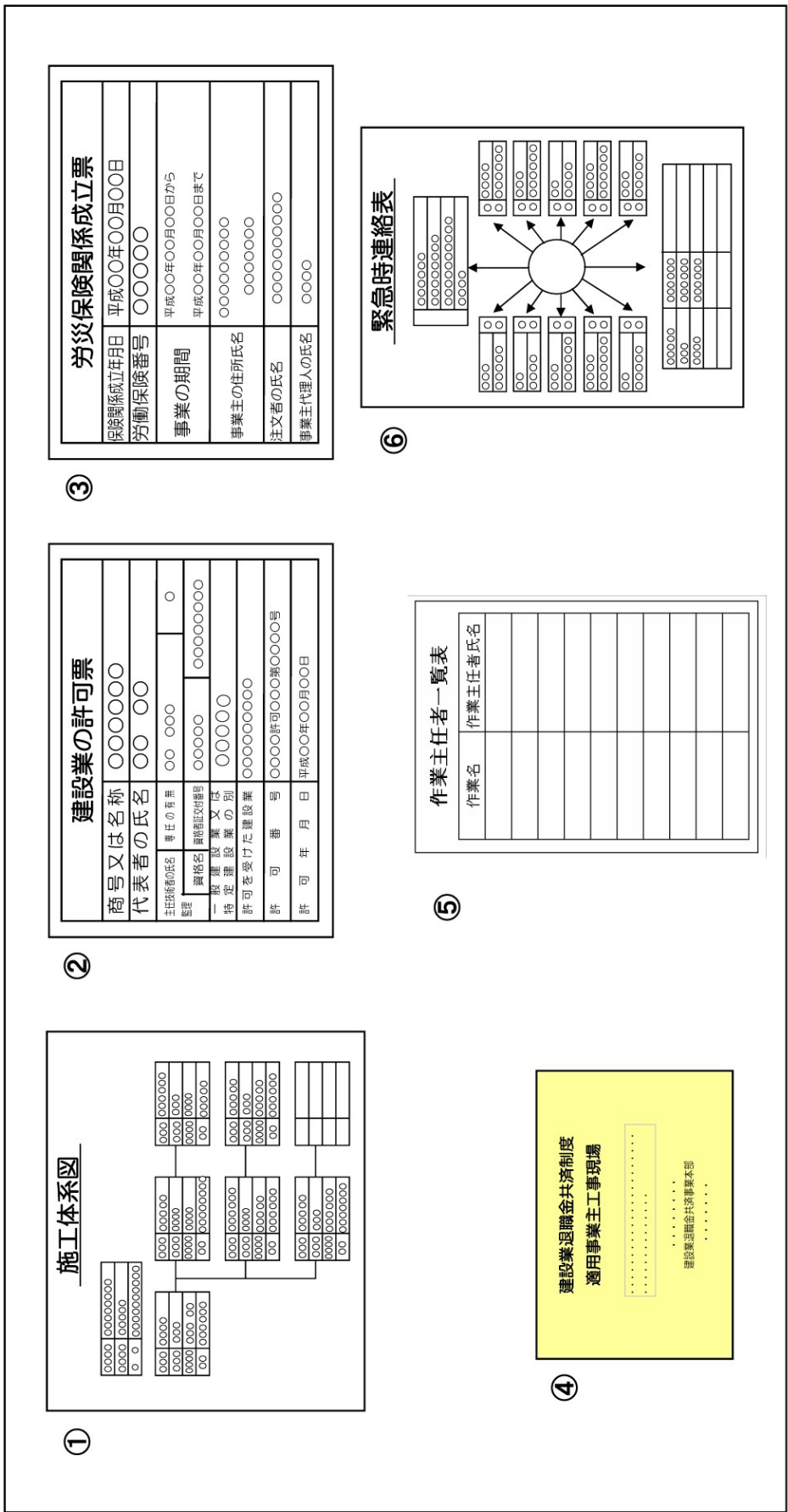


- 様式 1
- (1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「舗装修繕工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- (2) 緑の余白は2cm、緑線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。
- 様式 2
- (1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。
- (2) 緑の余白は2cm、緑線の太さは1cmとする。

(例) 工事概要板 (道路・河川共通)



【 現 場 標 識 表 示 例 】



- ※ 標識を掲示する版は、風等で倒壊することがないよう強固な支柱等に固定してください。又、各標識によって掲示しなければならない場所が規定されていますので、1枚の版に全てを掲示する必要はありません。
- ※ 掲示した標識は、設置状況を撮影し、工事写真（安全管理又は共通仮設）に整理後、竣工検査時に提出してください。

掲示の注意事項

番号	標 識 名 称	注 意 事 項	掲示の根拠
①	施工体系図	「工事関係者」及び「公衆」が「見やすい場所」に掲示しなければなりません。 大きさに関する規定はありませんが、読みやすい大きさにしてください。	建設業法第 24 条の 7 第 4 項 入契法第 13 条第 3 項
②	建設業の許可票	「公衆」の「見やすい場所」に掲示しなければなりません。 標識寸法：4 0 cm 以上 × 4 0 cm 以上	建設業法第 40 条 建設業法施行規則第 25 条 1,2
③	労災保険関係成立票	「見やすい場所」に掲示しなければなりません。 標識寸法：（縦）4 0 cm × （横）5 0 cm・地色：白・文字：黒	労働者災害補償保険法施行規則第 49 条 労働保険徴収法施行規則第 74 条
④	建設業退職金共済 制度適用事業主工 事現場標識（ｼｰﾙ）	「建設現場」に掲示しなければなりません。 （現場の労働者の中に、中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済制度 の対象者がいる場合に掲示が必要です。）	入契法指針
⑤	作業主任者一覧表	「作業場」の「見やすい場所」又は「必要な箇所」に掲示してください。（標識 寸法：規定なし）	労働安全衛生規則第 18 条関連
⑥	緊急時連絡表	「事務所、詰所等」の「見やすい場所」に掲示しなければなりません。 緊急時に誰もが必要な箇所に連絡が取れるよう事務所、詰所以外の現場の見や すい場所にも掲示するよう指導をお願いします。（標識寸法：規定なし）	